

基本契約要綱 (特別高圧)

中部電力ミライズ株式会社

基本契約要綱 (特別高圧)

目 次

I	総 則	1
1	適 用	1
2	要綱の変更	1
3	定 義	1
4	単位および端数処理	2
5	そ の 他	2
II	契約の申込み	3
6	需給契約の申込み	3
7	需給契約の成立および契約期間	3
8	需 要 場 所	3
9	引込みの単位	3
10	需給契約の単位	3
11	供給の開始	3
12	計量の単位	4
13	需給契約書の作成	4
III	契約種別および料金	4
14	契 約 種 別	4
15	特別高圧業務用電力	4
16	特別高圧電力	5
17	臨 時 電 力	5
18	業務用自家発補給電力	6
19	自家発補給電力	7
20	予 備 電 力	7
IV	料金の算定および支払い	8
21	料金の適用開始の時期	8
22	料金の算定期間	8
23	使用電力量等の算定	8
24	料金の算定	9
25	日 割 計 算	9
26	料金の支払義務	9
27	料金の支払期日	9
28	料金その他の支払方法	10
29	延 滞 利 息	10
30	保 証 金	11
V	使用および供給	11
31	適正契約の保持	11
32	契約超過金	11
33	需要場所への立入りによる業務の実施	11
34	供給の停止	11
35	供給停止の解除	12
36	供給停止期間中の料金	12
37	違 約 金	12
38	損害賠償の免責	12

39	設備の賠償	12
VI	契約の変更および終了	12
40	需給契約の変更	12
41	名義の変更	13
42	需給契約の廃止	13
43	需給開始後の需給契約の廃止または変更に伴う料金および工事費負担金等相当額の精算...	13
44	解 約 等	13
45	需給契約消滅後の債権債務関係	14
VII	供給方法，工事および工事費の負担	14
46	需給地点および施設	14
47	工事費負担金等相当額の申受け等	14
48	工事費負担金等相当額に関する確約書の申受け	14
VIII	そ の 他	14
49	配電事業者	14
50	準 拠 法	15
51	管轄裁判所	15
附	則	
別	表	

基本契約要綱

(特別高圧)

I 総 則

1 適 用

- (1) この「基本契約要綱（特別高圧）」（以下「この要綱」といいます。）は、当社が、一般送配電事業者である中部電力パワーグリッド株式会社（以下「中電P G」といいます。）または配電事業者が維持および運用する供給設備を介して特別高圧で電気の供給を受ける需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの基本的な契約条件を規定したものであり、お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。
- (2) この要綱は、当社の供給区域である次の地域に適用いたします。
愛知県、岐阜県（一部を除きます。）、三重県（一部を除きます。）、静岡県（富士川以西）、長野県

2 要綱の変更

- (1) 当社は、次の場合には、民法第548条の4の規定にもとづき、この要綱および別に定める「料金表（業務用電力）」ならびに「料金表（産業用電力）」（以下「料金表」といいます。）を変更する場合があります。この場合、契約期間の途中であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の要綱および料金表によります。
- イ お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者である中電P Gまたは配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令の制定もしくは改廃により、この要綱および料金表を変更する必要がある場合
- ロ 消費税および地方消費税の税率（以下「消費税率」といいます。）が変更された場合
- ハ イおよびロ以外の事由であって、社会情勢の変化等合理的な理由により、この要綱および料金表を変更する必要がある場合
- (2) (1)の場合、当社は、この要綱および料金表の変更の内容を、電磁的方法（お客さまに電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法等をいいます。）等によりお客さまにお知らせいたします。この場合、お客さまが希望されるときを除き、当該変更の内容以外のお知らせについては省略いたします。

3 定 義

次の言葉は、この要綱においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 特別高圧
標準電圧20,000ボルト、30,000ボルト、70,000ボルトまたは140,000ボルトをいいます。
- (2) 電 灯
白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
- (3) 小型機器
主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧（標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。）の電気機器をいいます。ただし、電灯と併用できないものは除きます。
- (4) 動 力
電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。
- (5) 付帯電灯
動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。
- (6) 契約電力
契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。
- (7) 最大需要電力
託送約款等に定める、30分ごとの需要電力の最大値であって、記録型計量器により計量される値をいいます。
- (8) 貿易統計
関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(9) インバランス単価

一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづき、中電P Gがインバランス単価として算定して公表する30分ごとの単価をいいます。

(10) 約定単価

イ 一般社団法人日本卸電力取引所から公表される翌日取引（以下「スポット市場取引」といいます。）における30分ごとのエリアプライス（一般社団法人日本卸電力取引所が定める取引規程第28条第1項第2号所定のエリア毎の約定価格）で、中部エリアにおけるものをいいます。

ロ イにかかわらず、30分ごとにおけるスポット市場取引の取引結果において、以下の事象によってエリアプライスが公表されない時間帯がある場合には、中部エリアの当該時間帯のインバランス単価を「約定単価」といたします。

(イ) 商い不成立の場合

(ロ) 一般社団法人日本卸電力取引所が閉鎖した場合

(ハ) その他取引上における措置により取引結果が反映されない場合等

ハ イおよびロにかかわらず、中部エリアのエリアプライスおよびインバランス単価のいずれも公表されない時間帯がある場合には、当社が定めた単価を「約定単価」といたします。

(11) HH価格

New York Mercantile ExchangeのHenry Hub natural gas futuresにおける、当該月の1か月前における第3最終営業日の1MMBtu当たりのsettlement priceをいいます。

(12) 平均為替レート

貿易統計における外国為替相場のうち、アメリカ合衆国通貨1ドルに対する日本国通貨（円）の換算値（以下「ドル換算レート」といいます。）をもとに、月次に算定した値といたします。

(13) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から1月31日までの期間、2月1日から2月28日までの期間（閏年となる場合は、2月29日までの期間といたします。）、3月1日から3月31日までの期間、4月1日から4月30日までの期間、5月1日から5月31日までの期間、6月1日から6月30日までの期間、7月1日から7月31日までの期間、8月1日から8月31日までの期間、9月1日から9月30日までの期間、10月1日から10月31日までの期間、11月1日から11月30日までの期間または12月1日から12月31日までの期間をいいます。

(14) 平均為替レート算定期間

貿易統計におけるドル換算レートの算出方法にもとづき、平均為替レートを算定する場合の期間とし、毎年1月1日から1月31日までの期間、2月1日から2月28日までの期間（閏年となる場合は、2月29日までの期間といたします。）、3月1日から3月31日までの期間、4月1日から4月30日までの期間、5月1日から5月31日までの期間、6月1日から6月30日までの期間、7月1日から7月31日までの期間、8月1日から8月31日までの期間、9月1日から9月30日までの期間、10月1日から10月31日までの期間、11月1日から11月30日までの期間または12月1日から12月31日までの期間をいいます。

(15) 平均市場価格算定期間

約定単価にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年1月21日から2月20日までの期間、2月21日から3月20日までの期間、3月21日から4月20日までの期間、4月21日から5月20日までの期間、5月21日から6月20日までの期間、6月21日から7月20日までの期間、7月21日から8月20日までの期間、8月21日から9月20日までの期間、9月21日から10月20日までの期間、10月21日から11月20日までの期間、11月21日から12月20日までの期間または12月21日から翌年の1月20日までの期間をいいます。

(16) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。

4 単位および端数処理

この要綱において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

(1) 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(3) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(4) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

5 そ の 他

この要綱に記載のない事項については、お客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契約の申込み

6 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの要綱および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、原則として所定の申込書により、契約種別、契約電力、使用開始希望日等必要事項を明らかにして、申込みをしていただきます。
- (2) 契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。
- (3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者等へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。
- (4) お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
なお、当社は、原則として書面をもって承諾の意思表示をいたします。
- (2) 契約期間は、次によります。
 - イ 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。ただし、料金適用開始の日が属する年度の末日までに契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）が満了する臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間満了の日までといたします。
 - ロ 契約期間満了に先だって、お客さまと当社の双方が、需給契約の廃止または変更について申入れを行わない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。ただし、臨時電力の場合は、あらかじめ定めた契約使用期間満了の日まで同一条件で継続されるものといたします。

この場合、当社は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、需給契約の継続後は、新たな契約期間、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。なお、お客さまが希望されることを除き、その他の事項のお知らせについては省略いたします。

8 需 要 場 所

需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

9 引込みの単位

当社は、託送約款等に定めるところにより、原則として、1需要場所につき、1供給電気方式および1引込みをもって電気を供給いたします。

10 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

- (1) 1需要場所において、次の2以上の契約種別を契約する場合または特別高压業務用電力もしくは特別高压電力と次の契約種別とをあわせて契約する場合
臨時電力、業務用自家発補給電力または自家発補給電力のうちいずれか1つ、予備電力
- (2) 電気鉄道の場合で、負荷が移動するために複数の需給地点において常時電気の供給を受けるお客さまの希望により、一括して1需給契約を結ぶとき。
- (3) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当該一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めたとき。
- (4) その他技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合

11 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 当社は、天候、用地事情等やむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日

を定めて電気を供給いたします。

12 計量の単位

当社は、託送約款等に定めるところにより、原則として、1 需給契約につき、1 計量をもって電気を供給いたします。

13 需給契約書の作成

お客さまと当社との間で、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

なお、当該一般送配電事業者等が供給設備の施設または変更を必要とする場合には、原則として供給準備着手前に需給契約書を作成いたします。

III 契約種別および料金

14 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

契 約 種 別	特 別 高 圧 業 務 用 電 力
	特 別 高 圧 電 力
	臨 時 電 力
	業 務 用 自 家 発 補 給 電 力
	自 家 発 補 給 電 力
	予 備 電 力

15 特別高圧業務用電力

(1) 適用範囲

特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、契約電力が原則として2,000キロワット以上であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

(3) 契約電力

イ 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。

ロ お客さまが当該需要場所において、他の需給契約または需給契約以外の契約（以下「他契約」といいます。）により電気の供給を受けていた場合は、契約電力の決定上、当該他契約による電気の供給はこの要綱により電気の供給を受けていたものとみなします。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）（1）ハによって算定された燃料費調整単価が負の値となる場合は、別表2（燃料費調整）（1）ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）ハによって算定された燃料費調整単価が正の値となる場合は、別表2（燃料費調整）（1）ホによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、料金表（業務用電力）のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、料金表（業務用電力）のとおりといたします。

ハ 力率割引および割増し

（イ） 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合の平均力率は、託送約款等に定めるところにより算定いたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

（ロ） 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

16 特別高圧電力

（1） 適用範囲

特別高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が原則として2,000キロワット以上であるものに適用いたします。

（2） 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

（3） 契約電力

イ 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がいて増する場合に限り、段階的に定めることがあります。

ロ お客さまが当該需要場所において、他契約により電気の供給を受けていた場合は、契約電力の決定上、当該他契約による電気の供給はこの要綱により電気の供給を受けていたものとみなします。

（4） 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）（1）ハによって算定された燃料費調整単価が負の値となる場合は、別表2（燃料費調整）（1）ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）ハによって算定された燃料費調整単価が正の値となる場合は、別表2（燃料費調整）（1）ホによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、料金表（産業用電力）のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、料金表（産業用電力）のとおりといたします。

ハ 力率割引および割増し

（イ） 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合の平均力率は、託送約款等に定めるところにより算定いたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

（ロ） 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

（5） そ の 他

発電設備等を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

17 臨時電力

（1） 適用範囲

特別高圧で電気の供給を受けて、契約使用期間が1年未満の需要で、次のいずれかに該当するものに適用

いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

イ 動力（付帯電灯を含みます。）を使用するもの。

ロ 電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用するもの。

（２） 契約電力

契約電力は、特別高圧業務用電力または特別高圧電力の場合に準じて定めます。

（３） 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表２（燃料費調整）（１）ハによって算定された燃料費調整単価が負の値となる場合は、別表２（燃料費調整）（１）ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）（１）ハによって算定された燃料費調整単価が正の値となる場合は、別表２（燃料費調整）（１）ホによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

（１）イに該当する場合の基本料金は、料金表（産業用電力）のとおりとし、（１）ロに該当する場合の基本料金は料金表（業務用電力）のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

ロ 電力量料金

（１）イに該当する場合の電力量料金は、料金表（産業用電力）のとおりとし、（１）ロに該当する場合の電力量料金は料金表（業務用電力）のとおりといたします。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、特別高圧業務用電力または特別高圧電力に準ずるものといたします。

（４） そ の 他

イ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。

ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、特別高圧業務用電力または特別高圧電力に準ずるものといたします。

18 業務用自家発補給電力

（１） 適用範囲

特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、お客さまの発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。

（２） 契約電力

契約電力は、原則としてお客さまの発電設備の容量を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

（３） 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表２（燃料費調整）（１）ハによって算定された燃料費調整単価が負の値となる場合は、別表２（燃料費調整）（１）ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）（１）ハによって算定された燃料費調整単価が正の値となる場合は、別表２（燃料費調整）（１）ホによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、料金表（業務用電力）のとおりといたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は、30パーセントといたします。また、その１月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は前月における電気の供給とみなします。

ロ 電力量料金

（イ） 電力量料金は、料金表（業務用電力）のとおりといたします。

（ロ） 特別高圧業務用電力と同一計量される場合の使用電力量は、業務用自家発補給電力の供給時間中に計量された使用電力量から、あらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めた基準の電力に業務用自家発補給電力の供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、特別高圧業務用電力に準ずるものといたします。

(4) 業務用自家発補給電力の使用

お客さまが業務用自家発補給電力を使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえないときは、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

(5) そ の 他

イ お客さまの発電設備の定期検査または定期補修にともなう電気の使用については、その時期をあらかじめ当社に通知していただきます。

なお、その実施の時期を変更される場合には、あらかじめ当社に通知していただきます。

ロ 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、特別高圧業務用電力に準ずるものといたします。

19 自家発補給電力

(1) 適用範囲

特別高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、お客さまの発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。

(2) 契約電力

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)ハによって算定された燃料費調整単価が負の値となる場合は、別表2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)ハによって算定された燃料費調整単価が正の値となる場合は、別表2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、料金表（産業用電力）のとおりといたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は、20パーセントといたします。また、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は前月における電気の供給とみなします。

ロ 電力量料金

(イ) 電力量料金は、料金表（産業用電力）のとおりといたします。

(ロ) 特別高圧電力と同一計量される場合の使用電力量は、自家発補給電力の供給時間中に計量された使用電力量から、あらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めた基準の電力に自家発補給電力の供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、特別高圧電力に準ずるものといたします。

(4) そ の 他

イ お客さまの発電設備の定期検査または定期補修にともなう電気の供給については、その時期は、お客さまと当社との協議によってあらかじめ定めるものといたします。

なお、その実施の時期を変更される場合には、あらかじめ当社に通知していただきます。

ロ 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、特別高圧電力に準ずるものといたします。

20 予 備 電 力

(1) 適用範囲

常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合に適用いたします。

イ 予 備 線

常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合

ロ 予備電源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合

(2) 契約電力

契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときは、予備電力によって使用される負荷設備および受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)ハによって算定された燃料費調整単価が負の値となる場合は、別表2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)ハによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、常時供給分についてお客さまに適用されている料金表のとおりといたします。ただし、高圧で供給を受ける場合には、契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率（この場合の損失率は、3パーセントといたします。）で修正したものといたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、常時供給分についてお客さまに適用されている料金表のとおりといたします。ただし、高圧で供給を受ける場合には、使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率（この場合の損失率は、3パーセントといたします。）で修正したものといたします。

なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

(4) そ の 他

イ お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ 予備電力の各項における常時供給分とは、常時電線路による電気の供給分をいい、自家発補給電力供給分を含みます。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、特別高圧業務用電力または特別高圧電力に準ずるものといたします。

IV 料金の算定および支払い

21 料金の適用開始の時期

料金は、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

22 料金の算定期間

料金の算定期間は、託送約款等に定める計量期間または検針期間（以下「計量期間等」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日を含む計量期間等の終期までの期間または消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日の前日（当該需要場所において消滅日以降も引き続き他契約により電気の供給を受ける場合または契約期間が満了したことにより需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。）までの期間といたします。

23 使用電力量等の算定

(1) 使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。

また、料金の算定期間における使用電力量は、(3)および(4)の場合を除き、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日までの期間といたします。）において合計

した値といたします。

なお、電力量料金に料金区分を有する場合、料金の算定期間における各料金区分ごとの使用電力量は、30分ごとの使用電力量を、各料金区分ごとに、料金の算定期間（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

- (2) 当社は、当該一般送配電事業者等から受領した検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。
- (3) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく算定できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (4) 特別の事情がある場合で、使用電力量または最大需要電力を需給契約ごとに計量できないとき等は、使用電力量または最大需要電力は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

24 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
 - イ 電気の供給を開始し、もしくは需給契約が消滅した場合、または託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等が電気の供給を再開し、もしくは停止した場合
 - ロ 契約種別、契約電力、供給電圧、適用される料金等を変更したことにより、料金に変更があった場合
 - ハ 計量期間等の日数がその計量期間等の始期に対応する日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

25 日割計算

- (1) 当社は、24（料金の算定）（1）イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。

イ 基本料金は、次の算式により日割計算をいたします。

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

ただし、24（料金の算定）（1）ハに該当する場合は、

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。

ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

- (2) 24（料金の算定）（1）イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。ただし、当該需要場所において消滅日以降も引き続き他契約により電気の供給を受ける場合または契約期間が満了したことにより需給契約が消滅した場合は、消滅日を含みます。

また、供給停止期間中の日割計算対象日数には、停止日を含み、再開日を除きます。ただし、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

- (3) 24（料金の算定）（1）ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

26 料金の支払義務

お客さまの料金の支払義務が発生する日は、次の場合を除き、託送約款等に定める検針日といたします。

- (1) 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、当該需要場所において消滅日以降も引き続き他契約により電気の供給を受ける場合または契約期間が満了したことにより需給契約が消滅した場合は、消滅日の翌日といたします。また、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に当該一般送配電事業者等から検針の結果を確認した場合は、その日といたします。
- (2) 23（使用電力量等の算定）（3）または（4）の場合は、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって確定した日といたします。

27 料金の支払期日

- (1) お客さまの料金の支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日といたします。ただし、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「銀行の休日」といいます。）

に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または銀行の休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

- (2) お客様がイまたはロに該当することとなったときには、(1)にかかわらず、お客様の料金の支払期日は、(3)、(4)および(5)によるものといたします。

イ 約束手形または小切手等の不渡りを出して銀行取引停止となった場合

ロ 破産、民事再生、特別清算、会社更生またはその他法的倒産手続きの申立があった場合

- (3) お客様が(2)イまたはロに該当することとなった際現に支払義務が発生している料金でまだ支払われていない料金（支払期日を経過していない料金に限ります。）がある場合は、その料金の支払期日は、お客様が(2)イまたはロに該当することとなった日といたします。

- (4) お客様が(2)イまたはロに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金のうち、初回に支払義務が発生する料金の支払期日は、お客様がイまたはロに該当する場合は(1)で定める支払期日とし、それ以外の場合は支払義務発生日といたします。また、次回以降に支払義務が発生する料金の支払期日は、その料金ごとの支払義務発生日の前日にお客様がハに該当する場合は(1)で定める支払期日とし、それ以外の場合は支払義務発生日といたします。

イ (2)イまたはロに該当することとなった際にまだ支払われていない料金がない場合

ロ (2)イまたはロに該当することとなった際現に支払義務が発生している料金があるときは、すべての料金が支払期日までに相殺以外の方法により支払われた場合

ハ お客様がイまたはロに該当する場合で、(2)イまたはロに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金のうち、支払期日を経過して支払われていない料金がなかったとき。

- (5) (2)イまたはロに該当する理由となった事実が解消された場合等には、当社に申し出ていただきます。この場合、(2)イまたはロに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金のうち、その事実が解消された日以降に支払義務が発生する料金については、(4)にかかわらず、お客様が(2)イまたはロに該当しなかったものとみなします。

28 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金等相当額その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。

イ お客様が指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ お客様が料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

- (2) お客様が料金を(1)イにより支払われる場合は、料金がおお客様の指定する口座から引き落とされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。また、(1)ロにより支払われる場合は、その金融機関等に払い込まれたときといたします。

- (3) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

29 延滞利息

- (1) お客様が料金または契約超過金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。

- (2) 延滞利息は、次により算定される金額といたします。

イ お客様が料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客様が契約超過金を支払期日を経過してなお支払われない場合

延滞利息は、その算定の対象となる契約超過金から消費税等相当額を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

- (3) 延滞利息は、原則として、お客様が延滞利息の算定の対象となる料金または契約超過金を支払われた直

後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

30 保証金

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。
 - イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合
 - ロ 新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。
 - (イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合
 - (ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合
- (2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。
- (3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。

なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。
- (4) 当社は、需給契約が消滅した場合または支払期日を経過してなお料金を支払われない場合には、保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、保証金の利息をもって充当し、なお充当すべき金額があるときは、保証金より充当いたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定した金額と充当後の残額との差額を預けていただくことがあります。
- (5) 当社は、次により、保証金に利息を付します。
 - イ 利息は、年0.2パーセントの単利とし、円未満の端数は切り捨てます。
 - ロ 利息を付す期間は、預かり日からお返しする日の前日または充当日の前日までの期間といたします。ただし、当社があらかじめお知らせした予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかった場合は、その期間は利息を付す期間から除きます。
- (6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金に利息を付してお返しいたします。ただし、(4)により支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

V 使用および供給

31 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

32 契約超過金

- (1) お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合において、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします（高压で予備電力の供給を受けている場合には、最大需要電力および契約電力は、それぞれ常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率で修正するものとします。）。
- (2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

33 需要場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、負荷設備、受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (2) その他この要綱によって、需給契約の成立、変更または終了等に必要な業務

34 供給の停止

- (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、電気の供給を停止することがあります。

- (2) お客様が次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当該一般送配電事業者等は、当社の求めに応じ、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。

イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ロ 33（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ハ お客様が契約電力をこえて電気を使用される場合に、当社が31（適正契約の保持）によって契約の変更を求めても応じていただけないとき。

ニ お客様がその他この要綱に反した場合

35 供給停止の解除

34（供給の停止）によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合で、お客様がその理由となった事実を解消し、かつ、当社に電気の供給の再開を申し出ていただいたときには、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、すみやかに電気の供給を再開いたします。

36 供給停止期間中の料金

34（供給の停止）によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を25（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。

37 違 約 金

- (1) お客様が34（供給の停止）(2)イまたは44（解約等）(1)ニに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

- (2) (1)の免れた金額は、適正な供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

- (3) 不正に使用した期間が確認できないときは、6月以内で当社が決定した期間といたします。

38 損害賠償の免責

- (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等が電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。

- (2) 34（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または42（需給契約の廃止）もしくは44（解約等）によって需給契約が消滅した場合には、当社は、お客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。

- (3) その他当社の責めとならない理由により事故が生じた場合は、当社は、お客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。

39 設備の賠償

- (1) お客様が故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

イ 修理可能の場合

修理費

ロ 亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

- (2) お客様が故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

VI 契約の変更および終了

40 需給契約の変更

- (1) お客様が電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

- (2) (1)の場合、当社は、変更前は、変更しようとする内容を、変更後は、変更した内容、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電磁的方法等によりお客様にお知らせいた

します。この場合、お客さまが希望されるときを除き、当該変更の内容以外の事項のお知らせについては省略いたします。

41 名義の変更

営業譲渡、合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合で、当社が承諾したときには、当社は名義変更の手続きをいたします。この場合には、その旨を当社に文書により申し出ていただきます。

42 需給契約の廃止

- (1) お客さまが、契約期間満了前に電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

なお、この場合には、当該一般送配電事業者等は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

- (2) お客さまが、契約期間満了をもって電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめ当社に通知していただきます。

なお、この場合には、当該一般送配電事業者等は、原則として、契約期間満了の日の翌日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

- (3) 需給契約は、7（需給契約の成立および契約期間）(2)ロ、44（解約等）および次の場合を除き、契約期間満了の日（(1)の場合は、お客さまが当社に通知された廃止期日といたします。）をもって消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社および当該一般送配電事業者等の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

43 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費負担金等相当額の精算

- (1) お客さまが新たに電気の供給を受けまたは契約電力を増加された後1年に満たないで、契約電力を減少しまたは需給契約を終了される場合（当該需要場所において電気の使用を廃止後も引き続き他契約により電気の供給を受けるときを除きます。）には、当社は、次により料金および工事費負担金等相当額をお客さまに精算していただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

イ お客さま（臨時電力のお客さまを除きます。）が契約電力を新たに設定しまたは増加された日から電気の使用を廃止しまたは契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって減少契約電力分につき各月の料金の算定に適用された該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用（供給設備の利用期間が1年以上となる部分がある場合は、その部分について、託送約款等に準じて算定した接続送電サービス料金または予備送電サービス料金の20パーセントに相当する金額を差し引いたものといたします。）いたします。

なお、精算の対象とする使用電力量は、その期間の使用電力量について、契約電力の減少分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ 当社は、当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、お客さまからその金額を申し受けます。

- (2) お客さまが新たに電気の供給を受けまたは契約電力を増加された後1年に満たないで需給契約を廃止される場合で、お客さまが当該需要場所において廃止後も引き続き他契約により電気の供給を受けるときは、当社は、次により料金および工事費負担金等相当額をお客さまに精算していただきます。

イ お客さま（臨時電力のお客さまを除きます。）が契約電力を新たに設定しまたは増加された日から電気の使用を廃止される日までの期間の料金について、さかのぼって各月の料金の算定に適用された該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用（託送約款等に準じて算定した接続送電サービス料金または予備送電サービス料金の20パーセントに相当する金額を差し引いたものといたします。）いたします。

ロ 当社は、当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、お客さまが廃止された需給契約に関する接続送電サービス料金または予備送電サービス料金および工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当該需給契約の消滅の前後にかかわらず、お客さまからその金額を申し受けます。この場合、当社がお客さまへ請求した日の翌日から起算して30日目までに支払っていただきます。

44 解 約 等

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。

- イ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
- ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
- ハ 27（料金の支払期日）（2）イまたはロに該当する場合で、お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われないとき。
- ニ 特別高压電力もしくは自家発補給電力の場合または臨時電力もしくは予備電力で特別高压電力に準ずる場合で、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用されたとき。
- ホ この要綱によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、契約超過金、違約金、工事費負担金等相当額その他この要綱から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
- （2） お客さまが、34（供給の停止）に該当する場合で、供給の停止となった事実が解消されないことがあらかじめ明らかなときには、当社は、（1）にかかわらず供給の停止と同時に、需給契約を解約することがあります。
- （3） お客さまが、42（需給契約の廃止）（1）または（2）による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社および当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。
- 45 需給契約消滅後の債権債務関係**
- 需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

VII 供給方法、工事および工事費の負担

46 需給地点および施設

- （1） 当該一般送配電事業者等が維持および運用する供給設備を介してお客さまが電気の供給を受ける場合の供給の方法および工事については、託送約款等に定めるところによるものといたします。
- （2） 託送約款等にもとづき当社と当該一般送配電事業者等との協議によって定めることとされている需給地点、架空引込線の引込線取付点、地中引込線によって接続を行なう場合の当該一般送配電事業者等の供給設備と接続する電気設備の施設場所、計量器等の取付位置および建物内に計量器等を取り付けた場合の扱いについては、原則としてお客さまと当該一般送配電事業者等との協議によって定めていただきます。

47 工事費負担金等相当額の申受け等

- （1） 当社が当該一般送配電事業者等から、託送約款等にもとづき、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、その金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として供給準備着手前に申し受けます。ただし、お客さまに特別の事情がある場合は、工事費負担金等相当額を供給準備着手後に申し受けることがあります。この場合、原則として、需給開始日までに申し受けます。
- （2） 当社が当該一般送配電事業者等から、工事完成后、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。
- （3） 託送約款等に定めるところにより、当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。
- （4） お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で、当社が当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、その金額をお客さまから申し受けます。

48 工事費負担金等相当額に関する確約書の申受け

当社が必要とする場合は、工事費負担金等相当額に関する必要な事項について、供給準備着手前に確約書を提出していただきます。

VIII そ の 他

49 配電事業者

中電PGが定める託送約款等と配電事業者が定める託送約款等との違いにより、この要綱および料金表とは異なる取扱いが必要となった場合には、お客さまと当社との協議によって定めます。

50 準拠法

この要綱に関する権利義務は、日本法に準拠し、これにしたがって解釈されるものといたします。

51 管轄裁判所

需給契約に関する訴訟については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

附 則

1 実施期日

この要綱は、2026年4月1日から実施いたします。

2 標準周波数についての特別措置

この要綱実施の際現に次の区域内で標準周波数50ヘルツで電気を供給している区域については、託送約款等で定める間、標準周波数50ヘルツで供給いたします。

長野県の一部

3 災害救助法が適用された場合等の特別措置

2025年4月1日以降に当社の供給区域において災害が発生し、原則として災害発生日から1年以内に、当社の供給区域内の地域が災害救助法第2条第3項に定める災害発生市町村または本部所管区域市町村の区域（以下「災害救助法適用地域」といいます。）として公示された場合、または当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項に定める激甚災害として指定され、当社の供給区域内の地域がその対象地域となった場合で、災害救助法の公示日または激甚災害の指定日が属する月から6月後の月の末日までに、当該災害により被害を受けたお客さま（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域のお客さまに限り、ます。）の需要場所に係る需給契約についてお客さまからこの特別措置の適用の申出があるときの電気料金その他の供給条件は次のとおりといたします。

なお、当社は、お客さまからこの特別措置の適用の申出を受けた場合、託送約款等による災害救助法が適用された場合等の特別措置の適用の申出のために、必要に応じて、り災証明書等を提出していただきます。

- (1) 災害により被害を受けたお客さまの料金について、災害発生日が属する月の前月の料金の支払期日（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。）および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日を、それぞれ1か月延長いたします。
- (2) 災害により被害を受けたお客さまの需要場所において、災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない場合には、災害発生日が属する月から6月後の月の末日までの間は、料金の算定期間ごとに次の割引を行ない、料金を算定いたします。

イ 割引の対象

基本料金といたします。ただし、24（料金の算定）（1）イ、ロまたはハの場合は、まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

ロ 割引率

ハに定める割引日数1日ごとに4パーセントといたします。

ハ 割引日数

割引日数は、料金の算定期間ごとに災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない期間の日数といたします。

- (3) 災害により被害を受けたお客さまの需要場所において、次のいずれかに該当する場合、47（工事費負担金等相当額の申受け等）にかかわらず、工事費負担金等相当額を申し受けません。ただし、ハに該当する場合には、原則として1回に限ります。

イ 災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用されず、需給契約を廃止された後、お客さまが新たに当該需要場所において災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに需給契約の申込みをされた場合で、かつ、その申込みが災害により被害を受けたときの当該需要場所における契約電力等をこえない場合

ロ 再建等のため、お客さまが新たに当該需要場所において災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに臨時電力の需給契約の申込みをされた場合

ハ 再建等のため、お客さまが災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに引込線、計量器、その付属装置、区分装置および通信設備等の取付位置の変更の申込みをされた場合で、かつ、その供給方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一である場合

- (4) 災害により被害を受けたお客さまの需要場所において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、24（料金の算定）にかかわらず、災害発生日が属する月から6月後の月の末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を申し受けません。
- (5) その他の事項については、本則に準ずるものといたします。

4 この要綱の適用にともなう切替措置

この要綱が適用される以前の、基本契約要綱（特別高圧）（以下「旧要綱」といいます。）によって支払いを要することとなった料金および料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他旧要綱か

ら生ずる金銭債務をいいます。)を支払われない場合は、44(解約等)に準ずるものといえます。

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を当社の事務所に掲示いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月分の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月分の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、予備電力の場合、その1月の使用電力量につき、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。ただし、高压で供給を受けるときには、使用電力量は、再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率（この場合の損失率は、3パーセントといたします。）で修正したものといたします。

また、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申出の直後の5月分の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月分の料金に係る計量期間等の終期（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。）までの期間に当該事業所において使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.2845$$

$$\beta = 0.3302$$

$$\gamma = 0.3571$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 平均市場価格

1キロワット時当たりの平均市場価格は、約定単価にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y$$

X = 各平均市場価格算定期間における全日の約定単価の単純平均

Y = 各平均市場価格算定期間における 6 時から 18 時までの約定単価の単純平均

x = 0.8495

y = 0.1505

なお、各平均市場価格算定期間における全日の約定単価の単純平均および 6 時から 18 時までの約定単価の単純平均の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ハ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 52,900 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000} + \text{(3)の HH 価格調整単価} + \text{(7)の卸市場価格調整単価}$$

ニ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格、各 HH 価格、各平均為替レート算定期間の平均為替レートおよび各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費調整単価は、各算定期間および各 HH 価格に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間、各 HH 価格、各平均為替レート算定期間および各平均市場価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間・ 平均為替レート算定期間	HH 価格	平均市場価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間	毎年 1 月	毎年 1 月 21 日から 2 月 20 日までの期間	その年の 4 月分の料金に 係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 2 月 28 日までの期間（閏年となる 場合は、2 月 29 日までの期間）	毎年 2 月	毎年 2 月 21 日から 3 月 20 日までの期間	その年の 5 月分の料金に 係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	毎年 3 月	毎年 3 月 21 日から 4 月 20 日までの期間	その年の 6 月分の料金に 係る計量期間等
毎年 4 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	毎年 4 月	毎年 4 月 21 日から 5 月 20 日までの期間	その年の 7 月分の料金に 係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	毎年 5 月	毎年 5 月 21 日から 6 月 20 日までの期間	その年の 8 月分の料金に 係る計量期間等
毎年 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	毎年 6 月	毎年 6 月 21 日から 7 月 20 日までの期間	その年の 9 月分の料金に 係る計量期間等
毎年 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	毎年 7 月	毎年 7 月 21 日から 8 月 20 日までの期間	その年の 10 月分の料金に 係る計量期間等
毎年 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	毎年 8 月	毎年 8 月 21 日から 9 月 20 日までの期間	その年の 11 月分の料金に 係る計量期間等
毎年 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	毎年 9 月	毎年 9 月 21 日から 10 月 20 日までの期間	その年の 12 月分の料金に 係る計量期間等
毎年 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	毎年 10 月	毎年 10 月 21 日から 11 月 20 日までの期間	翌年の 1 月分の料金に 係る計量期間等
毎年 11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	毎年 11 月	毎年 11 月 21 日から 12 月 20 日までの期間	翌年の 2 月分の料金に 係る計量期間等
毎年 12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	毎年 12 月	毎年 12 月 21 日から 翌年の 1 月 20 日までの期間	翌年の 3 月分の料金に 係る計量期間等

ホ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にハによって算定された燃料費調整単価の絶対値を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	9銭1厘
------------	------

(3) HH価格調整単価

HH価格調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、HH価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{HH 価格調整単価} = \left[\begin{array}{c} \text{(4)の基準} \\ \text{HH 単価} \end{array} \times \frac{\text{HH 価格}}{2.867} + \begin{array}{c} \text{(5)の基準} \\ \text{輸送関連単価} \end{array} \right] \times \frac{\text{平均為替レート}}{147.60} - \begin{array}{c} \text{(6)の基準 HH} \cdot \\ \text{輸送関連単価} \end{array}$$

(4) 基準HH単価

基準HH単価は、HH価格が2.867ドル変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	23銭3厘
------------	-------

(5) 基準輸送関連単価

基準輸送関連単価は、平均為替レートが147.60円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	45銭2厘
------------	-------

(6) 基準HH・輸送関連単価

基準HH・輸送関連単価は、(4)の基準HH単価および(5)の基準輸送関連単価の合計値といたします。

(7) 卸市場価格調整単価

卸市場価格調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、卸市場価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{卸市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 12\text{円}16\text{銭}) \times \text{(8)の調整係数}$$

(8) 調整係数

調整係数は、上限値をこえない範囲で、年度ごとに、燃料費調整単価適用期間ごとに定めるものとし、当該年度が開始する3か月前までに当社のホームページ等でお知らせいたします。

なお、上限値は次のとおりといたします。

上限値	0.493
-----	-------

(9) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格、当該月のHH価格、各平均為替レート算定期間の平均為替レート、(1)ロの各平均市場価格算定期間における平均市場価格および(1)ハによって算定された燃料費調整単価を当社のホームページ等でお知らせいたします。